

がん検診を受けて、あなたの大切な命を守りましょう

がん検診はお金がかかる
5つのがん検診を全て受けると自己負担4500円(胃カメラ選択の場合)で受けられます。

がん検診を受ける時間がない
がん検診の所要時間は10～20分程度です。集団健診会場では1時間程度で「特定健診」と「がん検診」を受けることができます。

健康だからがん検診は必要ない
日本人の2人に1人が「がん」になり、3人に1人が「がん」で亡くなっています。来年も元気に過ごすために「特定健診」と「がん検診」を受けると安心です。

9月はがん制庄月間です
がんの早期発見・早期治療は大切だと検診を勧められても、まだがん検診を受けていない皆さん、こんなこと思っていないませんか？

元気でも「もしも」のためにがん検診

岡健康体育課(すこやか) ☎ 87-0888



すこやか健診
LINEでの
予約は
はこちら

検診項目	検査方法	対象者	自己負担金	受診間隔
肺がん	胸部レントゲン撮影	40歳以上	無料	毎年
大腸がん	便潜血検査		500円	
胃がん ※いずれかを選択	バリウム検査	50歳以上	1,000円	2年に1回
	胃カメラ検査		2,000円	
子宮頸がん	子宮頸部細胞診	20歳以上	1,000円	
乳がん	マンモグラフィー検査	40歳以上	1,000円	

世帯年収	～ 360万円相当	～ 640万円相当	640万円相当～
市町村民税 所得割合算額	5万7,700円未満	*16万9,000円未満	16万9,000円以上
0～2歳児	第2子	無償	有償
	第3子以降	無償	無償
3～5歳児	無償	無償	無償

※市町村民税所得割合算額(保護者の市町村民税所得割額)の合計が16万9,000円未満の世帯

保育料について

保育料無償化となる第2子の家庭の世帯年収が360万円未満相当から640万円未満相当に範囲を拡充しました。

保育サービスについて

①一時預かり、②子育て生活応援隊、③病児・病後児保育において、これまでの第3子以降に加えて、第2子※又は多胎児で第1子のお子さんの利用料が無償化となります。

無償化対象者

・第2子以降
・多胎児の第1子

対象事業

- ①一時預かり(きたこども園、中央こども園、しろきこども園、上野こども園、ケイターこども園、まつぶんこども園、南こども園、鹿谷保育園)
- ②子育て生活応援隊(勝山市シルバー人材センター)
- ③病児・病後児保育(ひかり病児保育園(フリンカ・デ・ふかや内))

※制度改正にあたり、これまで第3子以降の児童の証明としてご利用いただいていた「ふれあいの里・かつやまっ子」すくすく認定証は廃止し、今後は、サービス利用時に利用申請書などに記載する方法になります

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか

国民課(市役所1階) ☎ 88-8102



将来受け取る老齢基礎年金の年金額を計算するときに、国民年金保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納めたときと比べ、老齢基礎年金の受給額が少なくなります。

受給額を満額に近づけたい場合、下記の期間については10年以内であれば、「追納制度」を利用して保険料をさかのぼって納めることができます。

※一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません

※老齢基礎年金受給者は追納制度をご利用いただけません

※追納は免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めていただきます

※保険料の免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、承認を受けた当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早めの追納をお勧めします。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	備考
平成24年度の月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円	
平成25年度の月分	15,190円	11,390円	7,600円	3,800円	
平成26年度の月分	15,340円	11,510円	7,670円	3,830円	
平成27年度の月分	15,670円	11,750円	7,830円	3,920円	
平成28年度の月分	16,330円	12,240円	8,160円	4,080円	
平成29年度の月分	16,540円	12,410円	8,260円	4,130円	
平成30年度の月分	16,370円	12,270円	8,190円	4,090円	
令和元年度の月分	16,430円	12,320円	8,210円	4,100円	
令和2年度の月分	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円	加算なし
令和3年度の月分	16,610円	12,460円	8,300円	4,150円	

【後期高齢者医療保険】10月から窓口負担割合が一部変わります

国民課(市役所1階) ☎ 88-8102



後期高齢者医療保険では、令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方および同じ世帯の方は、医療費の窓口負担割合が1割から2割に変わります。(現役並み所得の方は10月1日以降も引き続き3割です。この制度改正により、令和4年10月1日から保険証が新しくなり、9月中旬から下旬に広域連合から順次郵送されます。

窓口負担割合が2割となる方(見込み)

左記の①②の両方に該当する方

10月からの窓口負担割合は、新しい保険証に記載されていますのでご確認ください。

①世帯内に課税所得額(各種所得控除後の金額)が28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる場合	
②世帯内に後期高齢者医療の被保険者が	
1人の場合	被保険者の年金収入と年金所得以外の合計所得金額の合計が200万円以上
2人以上の場合	被保険者全員の年金収入と年金所得以外の合計所得金額の合計が320万円以上

制度改正に関する問い合わせ先

後期高齢者窓口負担割合

コールセンター

☎ 0120-0002-719

月曜日から土曜日
午前9時～午後6時
(日曜日と祝日は休業)

負担を抑える配慮措置

2割負担となる方には、3年間の配慮措置として、1ヶ月の外來医療について、窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額が3千円までに抑えられます。

3千円を超えて支払った場合は、超えた分が高額療養費として後日払い戻されます。

2割負担となる方のうち、これまでに高額療養費の申請をしたことがない方には、新しい保険証に同封して高額療養費の口座登録の案内通知が届きますので、ご確認のうえお手続きをお願いします。

